

会員規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本車いすラグビー連盟(以下、「当法人」という。)定款第2章に規定する会員について必要な事項を定める。

(種別)

第2条 当法人の会員は、定款に規定する次の5種とする。

- ①正会員(社員)
- ②賛助会員
- ③専門委員
- ④登録選手
- ⑤登録スタッフ

(入会要件)

第3条 当法人の会員になろうとする者は、以下の要件を満たし、入会手続きをとるものとする。

①正会員

車いすラグビーの普及振興に貢献する意思があり、当法人理事1名以上の推薦を受け、理事会の決議を経た上で、必要な手続きをしなければならない。そのうえで、入会申込書を当法人に提出する。

②賛助会員

賛助会員の入会については理事会の決議によって定める。

③専門委員

当専門委員になろうとする者は、所属の各委員長に申し込みを行い、各委員長は事務局の求めに応じて必要な手続きを行わなければならない。

④登録選手

当法人へ登録を希望する選手は「クラブチーム・選手・スタッフ等登録規程」に定める所定の手続きをしなければならない。

⑤登録スタッフ

当法人へ登録を希望するスタッフは「クラブチーム・選手・スタッフ等登録規程」に定める所定の手続きをしなければならない。

(権利)

第4条 会員は、以下の権利を有する。

①正会員

正会員のみ、定款に定める社員総会での議決権を有する。

②賛助会員

権利については理事会の決議によって定める。

③専門委員

委員会及び事務局は別途定める規程に従い、認められた事業運営を担当する。

④登録選手

クラブチーム・選手・スタッフ等登録規程に定める権利を有する。

⑤登録スタッフ

クラブチーム・選手・スタッフ等登録規程に定める権利を有する。

2 会員は当法人の決定事項に対して不服がある場合は、当法人のコンプライアンス委員会対応窓口に対して不服申し立てをすることができる。

3 コンプライアンス委員会はガバナンス・コンプライアンス規程に定める手順で速やかに対応する。

4 ガバナンス・コンプライアンス規程にて定める手順で当法人内で解決しない場合、CAS(スポーツ仲裁裁判所)またはJSAA(日本スポーツ仲裁機構)に対して不服を申し立てることができる。裁判所その他の機関等に不服申し立てをすることはできない。

(費用)

第5条 会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

①正会員

入会費及び年会費は無料とする。

②賛助会員

費用は理事会の決議によって定める。

③専門委員

入会費及び年会費は無料とする。

④登録選手

入会費及び年会費は無料とする。ただし、選手登録料として、クラブチーム・選手・スタッフ等登録規程に定める登録料を納入しなければならない。

⑤登録スタッフ

入会費及び年会費は無料とする。

2 会費の改訂は、理事会が提案し社員総会で決定する。

3 納入された会費はいかなる事由があっても返還しない。

4 当法人は、第1項に規定する会費等の他に、必要に応じて保険料等の実費を徴収することがある。

(会員期間)

第6条 正会員を除く会員の入会期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 入会手続期間は原則として年度開始前の2月1日から2月末日までとするが、年度途中からの新規入会及び退会を妨げるものではない。

3 前項に規定する入会手続期間以外で入会を行う者は、新規入会として扱う。

(会員情報の変更)

第7条 会員は入会時に届け出た内容について変更があったときは、速やかに書面または電磁的方法によりその旨を事務局に通知しなければならない。

2 前項に規定する変更通知の不在によって、当法人からの会員への通知、書類等が遅延または不達になっても、当法人はその責を負わないものとする。

(会員の資格喪失)

第8条 会員の資格喪失については、定款第8条に規定する。

(退会)

第9条 会員はいつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して書面にて予告するものとする。

①正会員は書面にて理事長に退会届を提出する。

②賛助会員が入会期間中に退会を希望する場合、事務局長に退会届を提出する。

③専門委員が入会期間中に退会を希望する場合、委員長又は事務局長に退会届を提出する。

④登録選手が入会期間中に退会を希望する場合、事務局長に退会届を提出する。

⑤登録スタッフが入会期間中に退会を希望する場合、事務局長に退会届を提出する。

2 前項に関わらず、正会員を除く会員は、登録を継続しない場合は入会期間末日をもって自動的に退会となる。

(除名)

第10条 会員の除名は、定款の定めるところによる。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員の資格喪失に伴う権利及び義務については、定款の定めるところによる。

(会費、その他抛出金品の不返還)

第12条 会費、その他抛出金品の取扱については、定款の定めるところによる。

(会員名簿)

第13条 当法人が定款に基づき作成した会員名簿は、事務局に備え置くものとする。

(スポーツ安全保険)

第14条 会員は原則として公益財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険もしくはそれに準ずるスポーツ関連の保険に加入しなければならない。各自で加入するか、当法人に加入申し込みを委託するかは問わないが、当法人に委託する場合には別途当該保険料を当法人に納めるものとする。

(アンチ・ドーピング)

第15条 会員はアンチ・ドーピング規程を遵守しなければならない。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は2017年7月1日より施行する。

2019年4月1日改訂

2021年3月6日改訂